

## 採用時における注意点

2022年4月1日に個人情報保護法が厳格化され、採用時における履歴書や職務経歴書等といった個人情報書類に関しても、厳重な管理が必要になりました。この法改正により従来通りの管理方法では、労務トラブルを引き起こしかねません。そのためにも、求人募集時からしっかりと注意点を押さえておきましょう。

### ①個人情報保護法の厳格化

コロナ禍で、インターネットを用いたビジネスは活況を迎えましたが、その反面、一般消費者がインターネットで物品購入のために検索したキーワード情報は購買確率を高めることから個人情報化され規制が入るようになりました。また一般企業においても、求職者・従業員・取引先・顧客情報のほぼ全ての情報をインターネットを介したクラウドで管理できるようになり、いつでもどこでも必要な情報入手できるようになったことにより個人情報の管理が厳格化されました。特に、2022年からは、企業のサーバーにハッカーが不正侵入し、ランサムウェアというコンピューターウイルスを感染させ、サーバー内の個人情報を流出させない代わりに、身代金を要求するという被害が続出してあります。このような時代背景からしても、個人情報の厳格化は必須と言えます。

### ②個人情報保護法に関する重要改正

採用などで特に関係のある改正内容は次の通りです。

- 1) 求職者の権利保護が強化され、従来は、6か月以内に消去する短期保存データは、管理の対象外でしたが、「保有個人データ」に含まれ厳格な保管管理が義務化されました。
- 2) 個人情報をグループ会社等の第三者へ提供する場合には求職者は、利用停止・消去請求等の請求をトラブルの有無関わらずいつでもできるようになりました。
- 3) 法令違反に対する罰則や立ち入り検査が強化され、刑事罰として最大1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されることになりました。

### ③採用面接時における注意点①

採用面接時において事前に求職者から提出していただく履歴書・職務経歴書・健康診断書・採用時のアンケート・適正試験結果など全てが個人情報に該当し、採用の可否に関わらず求職者が請求した場合には、どのような目的で使用、管理し・破棄する場合には、どの程度の期間保管し消去するのか等の説明をする義務が発生します。またこのような説明が不足していることでトラブルになるケースが増加しております。このような問題を回避するためにも、個人情報の取り扱いについて自社のホームページに明記し、採用面接をする前にも、どのように取り扱うのかをしっかりと説明しておきましょう。

### ④採用面接時における注意点②

採用面接において聞いてはいけないこととして、職

業安定法では次のように定められております。

- 1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
  - 2) 思想および信条
  - 3) 労働組合への加入状況
- これら個人情報をヒアリングした企業には、ハローワーク等から行政指導や改善命令などの対象になり、さらに改善命令にも応じない場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金刑が科される場合があります。また、原則的に特定の国や地域の出身者、難病を持つ人、障がい者、LGBTQといった性的マイノリティ等の情報も原則として採用の可否としては、なりません。

### ⑤面接時に聞いてはいけないこと

面接官が特に注意して頂きたい質問として

- 1) ご家族はどんなお仕事をされていますか。  
ご両親は共働きですか。  
お父さんが義父となっていますが、詳しく話してください。  
ご両親の収入はどの程度ですか。
  - 2) あなたの出身地・本籍地はどちらですか。  
お父さんやお母さんの出身地はどこですか。
  - 3) 現在は、持ち家ですか。借家ですか。
  - 4) ご自宅は、最寄り駅からどのあたりですか。
  - 5) ご家族は、何か信仰していますか。
  - 6) 購読している新聞・雑誌・愛読書は何ですか。
  - 7) 支持政党等ありますか  
先日の選挙にはいきましたか。
  - 8) 政治に関心がありますか。
  - 9) 労働組合についてどう思いますか。
  - 10) 結婚出産後も働き続けようと思っていますか。
  - 11) 結婚・妊娠・出産のご予定はございますか。
- これらの質問をすることが職業安定法や、男女雇用機会均等法に抵触することになり、ハローワーク等から是正指導を受ける場合があります。また、そうでなくても、昔から面接の手法として、多数の面接官が同席したり、求職者の意見を否定するなどの圧迫面接などは「ハラメント行為」を連想させる可能性もあることから、昨今では注意が必要です。具体的な対策として、自社で面接マニュアルを作成したり、事前に面接官同士の打合せを実施することでしっかりと準備しましょう。採用時において、お困り事がございましたら、お気軽にご相談下さい。